地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案要綱

一　趣旨

この法律は、地域の事情に応じた介護サービス等（高齢者又は障害者が利用する介護その他の日常生活又は社会生活上の支援に係るサービスをいう。以下同じ。）の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めるものとすること。（第一条関係）

二　基本理念

介護サービス等の提供体制の整備に関する施策は、介護サービス等の需要に応ずるに足りる提供体制を整備するためには、地域の事情に応じてその整備が図られることが重要であることに鑑み、地域の自主性を尊重して行われるものとすること。（第二条関係）

三　法制上の措置

政府は、速やかに、次に掲げる事項に関し、法律上、国が定めることとされる基準であって、地方公共団体が条例で基準を定めるに当たり、従い、又は標準とすべきこととされているものについて、参酌すべ

きものに改めるために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

①　介護サービス等の提供を目的とする施設の設備及び運営に関する事項

②　介護サービス等の提供を行う事業の設備及び運営に関する事項

③　①の施設及び②の事業のうちその介護サービス等の費用について介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法による給付の対象とされるものについての設備又は運営に関する事項

（第三条関係）

四　その他の施策

三のほか、政府は、二の基本理念にのっとり、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関し、必要な施策を講ずるものとすること。（第四条関係）

五　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（附則関係）